



令和 7 年度

公益財団法人沖縄県国際交流・人材育成財団

大学貸与奨学生募集要項 (令和 6 年 12 月 5 日作成)



目 次

1. 応募資格	1
2. 採用予定人数及び貸与月額	2
3. 奨学金の貸与	2
4. 応募方法	2
5. 学業成績及び家計に係る基準	6
6. 選考及び選考結果の通知	7
7. 採用後の流れ	7
8. 奨学金の返還	8

令和 7 年度 大学貸与奨学金 応募のポイント

大切な情報をまとめています。次頁以降の募集要項と併せて必ずお読みください。

この奨学金について

- 無利息です。貸与月額は以下の通りです。➡ P.2

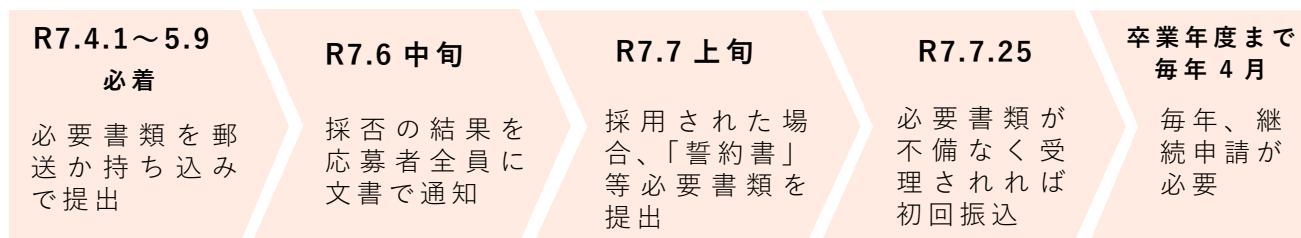
種別	貸与月額
自宅通学	国公立：45,000 円
	私立：50,000 円
自宅外通学	国公立：50,000 円
	私立：60,000 円

- あなた（学生）自身が借りて、将来返還するものです。➡ P.8
- 他団体の貸与奨学金と併用できません。併願はできますが、後にいずれを利用するか選んでください。給付奨学金や教育ローンは同時に使えます。➡ P.1
- 主な応募資格
以下を全て満たす必要があります。➡ P.1

01	02	03	04
ご両親のいずれかが沖縄県内に住民登録している	国内の大学・短期大学に正規の学生として在学している	学業、人物ともに優秀で、学資の支弁が困難と認められる	他団体の奨学金貸与を受けていない

応募から採用後の流れ

以下の日程を確認し、提出書類はゆとりをもって準備してください。



沖縄県国際交流・人材育成財団は、優れた学生でありながら、経済的理由により修学困難な者に奨学金を貸与して、沖縄県の振興発展を担う人材の育成を目的としています。

本人及び保護者とも奨学制度の趣旨を理解し、修学について十分な熱意があり、将来、奨学金返還の義務等についても責任を持てる方のみ出願してください。

受付期間	令和7年4月1日（火）～令和7年5月9日（金）※必着
問い合わせ先	公益財団法人沖縄県国際交流・人材育成財団 奨学課
	〒901-2221 沖縄県宜野湾市伊佐 3-4-1 3階
	電話(098)942-9213

1 応募資格

次の要件を満たす者とします。

- (1) 沖縄県内に住所を有する者の子弟（両親又はいずれかが沖縄県内に住民登録していること。）
- (2) 国内の大学及び短期大学（以下「大学」という。）に在学している者。ただし、下記枠内の大学及び別科生、専攻科生、選科生、聴講生、科目等履修生、休学中の者、留年中の者、正当な理由なく標準修業年限を超過し在学する者を除く。
- (3) 学業、人物ともに優秀で、かつ経済的理由により学資の支弁が困難と認められる者
- (4) 独立行政法人日本学生支援機構、地方公共団体若しくは民間育成団体等から奨学金の貸与又は母子及び父子並びに寡婦福祉法による修学資金の貸与を受けていない者。

日本学生支援機構、その他団体等にも併願することは構いませんが、当財団奨学生の採用時点でいずれかを選択して頂くことになります。（日本学生支援機構、その他団体等と併願はできますが、貸与奨学金の併用はできません。）給付型奨学金との併用は可能です。

※金融機関の教育ローンは併用になりません。

次の学校、課程は応募対象外

- ・防衛大学校、防衛医科大学校、気象大学校、海上保安大学校、国立看護大学校、航空保安大学校、水産大学校、農業大学校、職業能力開発大学校及び短期大学校等の文部科学省管轄外の学校。
- ・大学・短期大学の通信教育部、放送大学、外国大学日本校等。

併願した場合の注意事項

【当財団を選択する場合】

他団体を辞退し、当財団と重複する期間の奨学金を返戻する必要があります。

辞退後に、辞退が確認できる証明書（採用取消願又は異動願の写し等）、重複期間の返戻が確認できる証明書（払込金受取書の写し）等の提出が必要です。

【当財団を辞退する場合】

当財団へ辞退届を提出し、振込済みの奨学金がある場合は一括返戻が必要です。

2 採用予定人数及び貸与月額

種別	採用予定人数	貸与月額
自宅 通学	84 人程度	国公立：45,000 円
		私立：50,000 円
自宅外 通学		国公立：50,000 円
		私立：60,000 円

注 1 選考により採用者を決定しますので、応募者全員が採用されるとは限りません。

注 2 予算の運用上、採用予定人数は増減することがあります。

3 奨学金の貸与

奨学金は**無利息**で貸与されます。

(1) 貸与期間

令和 7 年 4 月から在学する大学の標準修業年限の終期までです。ただし、これまでに当財団から大学の奨学金を借りたことのある者は、貸与期間が制限される場合があります。また、毎年 1 回、学業（標準的に修得すべき単位を修得しているとともに学習の意欲があり確実に卒業できる見込みがあること）について審査し奨学金継続の可否を認定します（「適格認定」）。審査の結果、学業成績が著しく低下した場合等は貸与を打ち切ることがあります。

(2) 貸与方法

令和 7 年度は下記のとおり奨学生本人名義の口座へ振り込みます。

奨学金対象月	振込予定日
令和 7 年 4～9 月分	令和 7 年 7 月 25 日
令和 7 年 10～12 月分	令和 7 年 10 月 10 日
令和 8 年 1～3 月分	令和 8 年 1 月 9 日

4 応募方法

(1) 「奨学生願書」の入手方法

直接 受け取る方法	（公財）沖縄県国際交流・人材育成財団 奨学課 [電話番号(098)942-9213]
ダウンロードで 入手する方法	（公財）沖縄県国際交流・人材育成財団ホームページ (http://www.oihf.or.jp/) から「奨学生願書」の様式をダウンロード することができます。同ホームページの 各種募集要項 奨学課 の欄から 大学貸与奨学生募集要項 を選択して下さい。 なお、ダウンロード（印刷）がうまくできない場合は、直接受け取る か又は郵便で請求して下さい。
郵便で 入手する方法	郵便で請求する場合は、（公財）沖縄県国際交流・人材育成財団 奨 学課あての封筒の表に「 大学奨学生願書請求 」と 朱書 し、返信先（住 所、氏名、電話番号）を明記のうえ、返信用の 180 円分の切手 を同封 して送って下さい。 なお、郵送に要する往復の日数を十分考慮して下さい。

(2) 受付期間

令和 7 年 4 月 1 日（火曜日）から令和 6 年 5 月 9 日（金曜日）までの午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで（必着）。土日・祝祭日は受け付けません。郵便の場合、レ

ターパックで送ってください。

令和 7 年 5 月 9 日（金曜日）までに当財団へ応募書類が届かなかった場合、応募対象外となり、書類を返却します（応募時提出のレターパックを使用し返却します）。

(3) 応募先

郵便で応募する場合はレターパックで送ってください。「品名」欄に「書類（大学貸与奨学生応募）」と朱書してください。

（公財）沖縄県国際交流・人材育成財団 奨学課 [〒901-2221 沖縄県宜野湾市伊佐 3-4-1 3 階]

(4) 応募手続

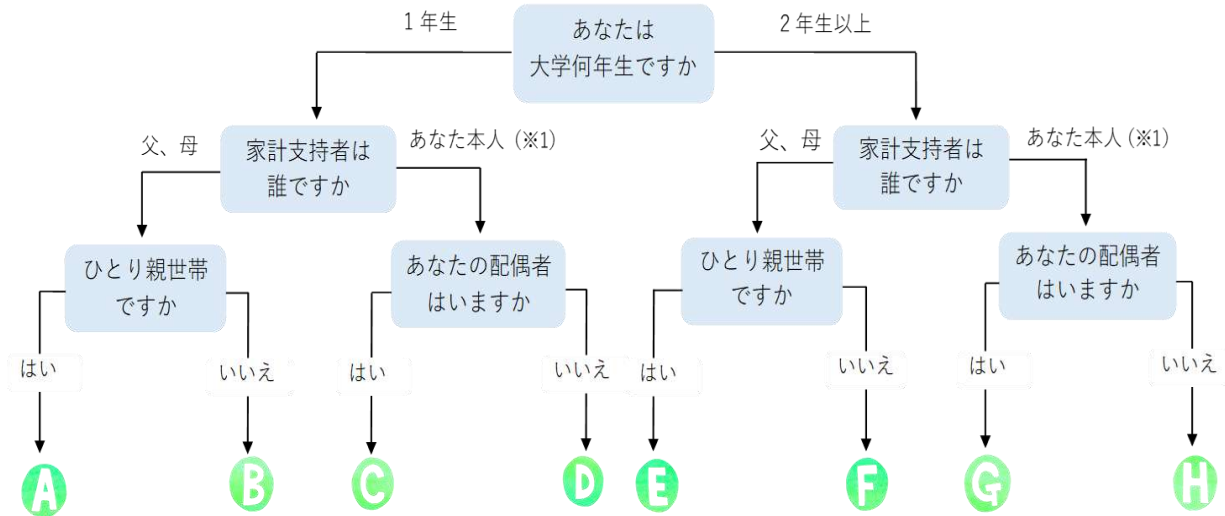
次の書類を申込受付期間内に当財団まで提出して下さい。

なお、奨学生願書は**令和 7 年 4 月 1 日現在**の内容で記入し、各種証明書は**発行 3 ヶ月以内、個人番号（マイナンバー）が記載されていないもの**とします。コピー書類は A4 サイズで提出して下さい。

①	大学奨学生願書 （第 1 号様式）	・ 写真（縦 4.0cm×横 3.0cm）※写真の裏に名前記入 ・ 上半身無帽 ・ 応募前 6 ヶ月以内の撮影
②	令和 7 年 4 月以降発行 の在学証明書 （原本）	
③	成績を証明する書類 （原本／開封無効） 1 年生の場合	・ 最終学歴が高等学校の場合は、卒業した高等学校の 調査書（卒業見込みは不可） ・ 最終学歴が高等学校以外の場合は、最終卒業学校の成績証明書
	2 年生以上の場合	・ 令和 6 年度後期までの成績証明書
④	（家族構成を証する）住民票謄本 （原本）	・ 続柄の記載 ・ 本籍地の記載 ・ 世帯主の記載 ・ マイナンバー省略 ・ 応募者本人と生計を一にする者のうち、住民票謄本に含まれていない者がいる場合（単身赴任、進学による別居等）、住民票謄本に含まれてない者（別居者）の住民票（続柄、本籍地及び世帯主の記載、マイナンバー省略）も併せて提出
⑤	令和 6 年度（令和 5 年分）の市町村・県民税所得課税証明書（原本）	市町村発行の 所得の内訳、所得控除の内訳及び課税の内訳 が記載されているもの。下記参照（※1）
⑥	応募者本人名義の預貯金通帳の写し（普通口座、総合口座のみの取扱）	・ 取扱店は、都市銀行、地方銀行、第二地方銀行、信用金庫、労働金庫、信用組合、農協、漁協及びゆうちょ銀行・郵便局です。 ・ 金融機関名、支店名、支店番号、口座番号、口座名義（フリガナ）が確認できるようにして下さい。 ※ゆうちょ銀行の場合は、ゆうちょ窓口で通帳に振込用の口座番号等を記載してもらって下さい。 ※外国の銀行・ネットバンク・インターネット支店は取り扱いません。
⑦	特別控除に係る証明書	下記参照（※2）
⑧	選考結果通知用の特定封筒「レターパックライト」	レターパックライト（430 円） 1 枚 ※宛名等何も記入せず提出してください。
⑨	その他、当財団が選考上必要とする書類	

P.3 提出書類について

ご自身の状況によって提出書類が変わります。P.3 と併せて、以下のフローチャートで確認してください。



A ~ H 共通書類

大学奨学生願書（第1号様式）、在籍大学の在学証明書、
あなた本人と生計を同じくする家族全員が記載されている住民票謄本、あなた本人名義の通帳の写し、レターパックライト

A ~ D 共通書類

最終学歴が高校の場合：卒業高校の調査書
最終学歴が高校以外の場合：最終卒業学校の成績証明書



E ~ H 共通書類

在籍大学の成績証明書（令和6年度後期までの成績記載）



A 父または母の所得課税証明書

B 父と母の所得課税証明書

C あなたと配偶者の所得課税証明書、連帯保証人（父か母）の住民票抄本、あなたの戸籍抄本

D あなたの所得課税証明書、連帯保証人（父か母）の住民票抄本、あなたの戸籍抄本

E 父または母の所得課税証明書

F 父と母の所得課税証明書

G あなたと配偶者の所得課税証明書、連帯保証人（父か母）の住民票抄本、あなたの戸籍抄本

H あなたの所得課税証明書、連帯保証人（父か母）の住民票抄本、あなたの戸籍抄本

※1 あなたと父母の住民票が別であり、かつ、あなたが家計を支えていることを指します。

※2 上記以外のケースの場合は、事前に当財団へお問い合わせください。

※3 なお、所得を証明する書類については別途添付書類が必要な場合があります。P.5を確認してください。

※ 1 所得を証明する書類に関しては、次のとおりです。

同一世帯員のうち家計支持者は、該当する区分 A～D に応じて、必要な証明書等を添付してください。

家計支持者とは、本人と生計を一にする者で、父と母又はこれに代わって家計を支えている者です。具体的には次のとおりです。

【令和 6 年度（令和 5 年分）の市町村・県民税所得課税証明書が必要な者】

◆ 家計支持者が父母の場合

- ・父母が共にいる場合は、父母両方
- ・父母のいずれか一方しかない場合は、当該の父又は母
- ・父母いずれもいない場合は、父母に代わって申込者の家計を支えている者（2 人いれば 2 人それぞれ）

◆ 家計支持者が本人の場合

- ・本人に配偶者がいる場合は、本人と配偶者両方
- ・本人に配偶者がいない場合は、本人のみ

区分A	令和5年以降も引き続き同じ勤務先で働いている場合	提出書類	令和6年度（令和5年分）の市町村・県民税所得証明書
		書類発行先	市町村
		会社員	○
		自営業者	○
	専業主婦		○
	無職の者		○

※ ○は必ず提出する書類です。

※ 各証明書は発行者の押印が必要です。

区分B	・令和5年以降に就職した者	提出書類	令和6年度（令和5年分）の市町村・県民税所得証明書	確定申告書（控え）の写し	申告内容確認票の写し	源泉徴収票	年収見込証明書	月収証明書
		書類発行先	市町村	税務署	税務署	現在の勤務先	現在の勤務先	現在の勤務先
	・令和5年以降に転職した者	自営業者	○	いずれか一つを選択し、令和6年度（令和5年分）の市町村・県民税所得証明書と併せて提出				
		会社員	○			いずれか一つを選択し、令和6年度（令和5年分）の市町村・県民税所得証明書と併せて提出 ※給与明細書は不可		

区分C	・令和5年以降に失業・退職した者	提出書類	令和6年度（令和5年分）の市町村・県民税所得証明書	雇用保険受給資格者証のコピー	ハローワークカードの写し	退職証明書	退職金支給額証明書	退職予定証明書	退職金支給予定額証明書	生活保護受給証明書（受給額記載必要）
		書類発行先	市町村	公共職業安定所	公共職業安定所	退職時の勤務先	退職時の勤務先	退職予定時の勤務先	退職予定時の勤務先	福祉事務所
		失業者	○	いずれか一つを選択し、令和6年度（令和5年分）の市町村・県民税所得証明書と併せて提出						
		退職者	○			いずれか一つを選択し、令和6年度（令和5年分）の市町村・県民税所得証明書と併せて提出				
	・令和7年9月までに退職予定の者	退職予定者	○					いずれか一つを選択し、令和6年度（令和5年分）の市町村・県民税所得証明書と併せて提出		
区分D	生活保護を受けている世帯	生活保護受給者	○							○

注 恩給、遺族年金、障害年金を受給している者は、受給額が確認できる書類のコピーも追加提出してください。

※ 2 特別控除に関する証明書は次の通りです。

区 分	証明書	発行所
障がい者がいる世帯	障害者手帳のコピー	市役所・町村役場 福祉事務所
長期療養者のいる世帯 (6 か月以上療養が必要な人)	・直近 6 か月分の医療費等の領収書のコピー ・長期療養が見込まれるが、療養開始から 6 か月経過していないときは、申込時点の分までの医療費等の領収書のコピー及び診断書(※初診時期及び加療期間(今後の療養見込期間も含む)が明記されているものに限ります)	病院等
災害等の被害を受けた世帯	罹災証明書 等	市役所・町村役場 消防署

5 学業成績及び家計に係る基準

以下の(1)から(2)のいずれにも該当する必要があります。

(1) 学業成績に係る基準

学業成績等に係る基準は以下のとおりです。

申込者 年次	学業成績に係る基準
1 年生	次の①、②のいずれかに該当すること。 ① 高等学校における評定平均値が、5 段階評価で 3.0 以上であること。 ② 最終学歴が高等学校以外の場合、最終卒業学校における GPA(平均成績)が 3.0 以上あること。
2 年生 以上	修得した単位数が標準単位数以上であり、GPA(平均成績)が 3.0 以上であること。 ※採用基準となる GPA、修得単位数はともに「入学時から前年度(前学年)末までの累積」によって判定されます。 ※標準修得単位の計算方法は、卒業に必要な単位数を修業年限で除し、申請者の在学年数を乗じて算出するものです。 例) 卒業に必要な単位数 124 単位、修業年限 4 年、在学年数 3 年の場合 $124 \text{ 単位} \div 4 \text{ 年} \times 3 \text{ 年} = 93 \text{ 単位}$
※ 学業成績が上記の基準を満たさない者については、1 年生の場合、高等学校における評定平均値 2.7 以上、2 年生以上の場合、GPA が 2.7 以上であれば、予算の範囲内で基準を満たす者として取り扱う場合があります。	

※ GPA の計算方法については、学校により異なる場合があるため、当財団の定める方法で算出します。不明な点がある場合は事前に当財団へお問い合わせください。

(2) 家計に係る基準

家計基準は、生計維持者(父母等)の年収(給与収入の場合)・所得金額(給与以外収入の場合)等から特別控除額を差し引いた金額が、世帯人数ごとに設定された収入基準額以下であること。

※ 学業成績を満たしているが収入基準を超過している場合、収入基準額を超える金額が 10% 以下であれば、予算の範囲内で基準を満たす世帯として取り扱う場合があります。

<年収・所得の上限額のめやす>

生計維持者の収入の上限は、おおむね次の金額になります。

$$\boxed{\text{所得金額（父母の所得金額合計）}} - \boxed{\text{特別控除額}} \leq \boxed{\text{収入基準額}}$$

→ 家族構成、家庭事情により異なります。
授業料は特別控除の対象です。

			給与所得 の世帯	給与所得 以外の世帯				給与所得の 世帯	給与所得 以外の世帯
国 公 立 大 学	自 宅	4人世帯	906万円	420万円	私 立 大 学	自 宅	4人世帯	930万円	444万円
		5人世帯	947万円	461万円			5人世帯	971万円	485万円
	自 宅 外	4人世帯	950万円	464万円		自 宅 外	4人世帯	973万円	487万円
		5人世帯	991万円	505万円			5人世帯	1,014万円	528万円

（本人の授業料国公立：53万円、私立：61万円の設定）
 4人世帯：本人、父、母（無職無収入）、公立高校の弟妹1人
 5人世帯：本人、父、母（無職無収入）、公立高校の弟妹1人、中学生の弟妹1人で算出しています。

※ 給与を受けている場合は、年間の収入金額（源泉徴収票における「支払金額」欄）、商店、農業等自営業を営んでいる場合は、年間の所得金額（確定申告書における「所得金額」）の目安となります。

※ 表中の数字はあくまで目安です。目安の金額を上回っていても対象となる場合や下回っていても対象とならない場合があります。

6 選考及び選考結果の通知

奨学生の選考は、願書その他必要書類に基づき、学業、学資支弁の困難な度合等について、選考委員会の審議を経て採否を決定します。

<通知時期と通知方法>

通知期日	方 法
令和7年6月中旬	応募者全員（本人の現住所）に、採用の可否について文書で通知します。

7 採用後の流れ

採用された者には、「採用決定通知」、「誓約書・奨学金借用証書」と「奨学生のしおり」を送付します。

「誓約書・奨学金借用証書」は、奨学生本人、連帯保証人及び保証人の連名で作成し、当財団の定めた期限までに提出してください。期限までに提出がない場合は、奨学生として採用が取り消されますので注意してください。

なお、奨学金の貸与・返還の実施に関して調査や照会が必要な場合、「誓約書・奨学金借用証書」の提出により、本財団が在籍校、官公庁、金融機関等に当該調査等を行うこと、並びに、当該調査等をうけた団体が回答を行うことに同意したとみなします。（応募の段階において保証人は必要ではありませんが、採用後は必要ですので、事前に見通しを立てておいてください。）

「誓約書・奨学金借用証書」記入の注意事項

	条件	提出必要書類
奨学生本人が未成年の場合 (令和7年4月1日現在)		・奨学生本人の戸籍抄本
連帯保証人	・原則、父又は母 ・父母がいない場合は成年者のきょうだい又は未成年後見人等	・印鑑登録証明書 ・住民票抄本(本籍地記載、マイナンバー省略)
保証人	・奨学生本人、連帯保証人と別生計を立てている父母以外の者で有職者(自営業含む) ・申込時の貸与終了予定月において65歳以下(注1)	・印鑑登録証明書 ・住民票抄本(本籍地記載、マイナンバー省略)

注1 4年制大学の1年次(令和7年4月入学)で申し込む場合、令和11年3月末日に貸与終了予定となり、その時点で65歳以下の者。

※ 奨学生本人又は連帯保証人が応募時以降に住民登録を変更した場合は、その者の住民票抄本(本籍地記載、マイナンバー省略)の提出が必要です。

8 奨学金の返還

奨学金は学資として貸与するものであり、貸与終了後(卒業、辞退等)は必ず返還しなければなりません。返還金は後輩の奨学資金として貸与する仕組みとなっており、返還が円滑に行われないと後輩の奨学金貸与に重大な支障を来すこととなります。

(1) 貸与終了の際の提出書類

貸与終了の際には、次の書類を提出してください。

- ①「住所・勤務先届」
- ②「預金口座振替依頼書」
- ③奨学生であった者、連帯保証人及び保証人の「住民票(本籍地記載、マイナンバー省略)」

(2) 返還するには

預貯金口座振替制度(都市銀行、地方銀行、第二地方銀行、信用金庫、労働金庫、信用組合、農協、漁協及びゆうちょ銀行・郵便局の口座から自動引落)により、月賦で返還することになります。(※外国の銀行・ネットバンク・インターネット支店は取り扱いません。)

口座振替には別途、振替事務手数料が発生し、奨学金返還者の負担となります。
期間は12年以内です。

(3) 返還開始時期

奨学金の貸与が終了した月の翌月から起算して6か月経過後に開始します。

(例)3月貸与終了の場合、その年の10月返還開始

(4) 延滞金

奨学金の返還を怠ったときは、延滞金（滞納期間6か月を経過するごとに滞納額の2.5%）が課せられます。

(5) 返還に困ったとき

卒業後、進学したときや病気、災害、失職等の場合、願い出により一定期間返還が猶予されます。

死亡又は心身に障害があるため返還ができなくなったときは、相続人又は連帯保証人若しくは保証人に返還していただきますが、この方たちにも返還できない事情がある場合は、願い出により、状況に応じて返還未済額の全部又は一部の返還を免除されることがあります。

注 記載された個人情報、当財団の奨学金業務にのみ利用するものです。

なお、応募書類等は、返却しませんので、ご承知おきください。

この「奨学生募集要項」は令和6年12月現在で記載してありますが、公益財団法人沖縄県国際交流・人材育成財団奨学金貸与規程等が変更された場合は、変更後の規程が適用されますのでご承知おきください。

〈参考〉

令和 6 年度 大学貸与奨学生
(定期及び追加採用) 選考結果

種別	自宅通学	自宅外通学	合計
応募者数 (人)	13	34	47
採用者数 (人)	11	33	44
採用率 (%)	84.6	97.1	93.6

貸与月額と返還例 (4 年制大学で 1 年のときから貸与を受け、満期終了後に返還する場合)

種別			貸与月額 円	貸与総額 円	返還総額 円	返還回数 回 (年)	振替事務 手数料総額 円	振替請求 総額 円	振替請求 月額 円
大学貸与奨 学金	自宅 通学	国公立	45,000	2,160,000	2,160,000	144(12)	15,840 円 (1 回につき 110 円)	2,175,840	15,110
		私立	50,000	2,400,000	2,400,000	144(12)		2,415,840	16,776
	自宅外 通学	国公立	50,000	2,400,000	2,400,000	144(12)		2,415,840	16,776
		私立	60,000	2,880,000	2,880,000	144(12)		2,895,840	20,110

注 1 奨学金の返還は口座振替の方法により月賦返還となります。

注 2 当財団の奨学金は無利息ですが、口座振替 1 回につき発生する振替事務手数料 110 円 (令和 6 年 12 月現在) は奨学金返還者の負担となるため、振替請求総額は貸与総額 (= 返還総額) に振替事務手数料総額を加算した金額になります。

注 3 振替事務手数料は法定の消費税率及び金融機関手数料の変更に合わせて増減します。

注 4 振替請求総額を返還回数で割り、端数が生じた場合は、最終割賦金で調整します。